

## 札幌市住まいの協議会設置要綱

〔平成元年 12 月 22 日〕  
〔市長 決 裁〕

(設置)

**第 1 条** 市長の諮問に応じ、本市における住宅に関する重要事項について調査審議するため、札幌市住まいの協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

**第 2 条** 協議会は、委員 12 人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

(任期)

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 協議会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

**第6条** 協議会には、特定事項を調査審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 委員長は、小委員会の事務を総括する。

4 委員長は、小委員会の審議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、都市局において行う。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成元年12月22日から施行する。

**附 則**

改正後の要綱は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

改正後の要綱は、平成21年9月1日から施行する。

# 札幌市住まいの協議会運営要領

〔平成2年1月8日〕  
〔建築局長決裁〕

(目的)

**第1条** この要領は、札幌市住まいの協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議会の所掌事務)

**第2条** 協議会は、概ね次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 北国の生活に根ざした好ましい居住水準及び住環境水準の設定とその達成
- (2) 公的住宅と民間住宅の役割分担のあり方
- (3) 高齢化社会に対応した住宅政策のあり方
- (4) 住宅の適正な維持管理システムの確立
- (5) 市営住宅の適正な家賃負担のあり方
- (6) その他の住宅対策に関すること

(協議会の委員構成)

**第3条** 協議会の委員構成は、概ね次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人
  - 法律 1人
  - 経済 1人
  - 建築 1人
  - 福祉 2人
- (2) 関係団体等 5人
  - 地域経済 1人
  - NPO 1人
  - 建築 1人
  - 不動産 2人
- (3) 市民 2人

(小委員会)

**第4条** 削除

(ワーキンググループ)

**第5条** 協議会及び小委員会には、会長又は委員長が必要と認める者によって構成するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、協議会の答申等に必要な資料の作成その他の事務に従事する。

(事務局)

**第6条** 協議会の適正かつ円滑な調査審議をはかるため、事務局を都市局市街地整備部に置く。

2 事務局は、幹事会、資料作成班及び庶務をもって組織する。

(幹事会)

**第7条** 諮問事案を調査検討するため、必要に応じて幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、市の関係部長をもって組織する。

3 幹事会に、幹事長を置き、市街地整備部長をこれに充てる。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集する。

(資料作成班)

**第8条** 資料作成班は、幹事長の命を受け資料の作成その他の事務に従事する。

2 資料作成班は、本市の関係課の担当係長等によって組織する。

(委員報償費)

**第9条** 委員の報償費は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表に定める「その他の附属機関の委員」の報酬日額を準用する。

2 委員が会議出席にあたり、別途費用が生じる場合については、これを支給することができる。

**附 則**

この要領は、平成2年1月8日から施行する。

**附 則**

改正後の要領は、平成8年7月1日から施行する。

**附 則**

改正後の要領は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

改正後の要領は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

改正後の要領は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。